

作業環境測定

(がん原性物質、変異原性物質、ナノマテリアル等)

労働安全衛生法以外で作業環境測定が求められている物質および作業場

がん原性物質の作業環境測定指針

労働安全衛生法第28条第3項（技術上の指針等の公表等、労働者の健康障害を防止するための指針を公表）に基づき、がん原性が認められた化学物質について「健康障害を防止するための指針」に沿って一定量を超えて含有する（重量の1%を越えて含有するもの）製剤を製造し又は取り扱う業務に関し、適切な管理や作業環境測定の実施などが求められています。屋内作業について6ヵ月に一度の実施と測定結果の30年間保存が提示されています。現在、25種以上の化学物質にがん原性が認められています。

作業環境測定を定められている作業場		測 定		
作業場の種類	関連規則	測定種類	測定回数	記録の保存性
一定量を超えて含有する（重量の1%を越えて含有するもの）製剤を製造し又は取り扱う業務	労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針	がん原性物質	6月以内ごとに1回	30

変異原性物質の作業環境測定指針

労働安全衛生法第57条の3（化学物質の有害性の調査）に基づき、変異原性が認められた化学物質を製造・取り扱う職場は「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針」に沿って一定量を超えて含有するもの（重量の1%を越えて含有するもの）を製造し又は取り扱う業務に関し、適切な管理や作業環境測定の実施などが求められています。測定結果の30年間保存が提示されています。現在、800種以上の化学物質に変異原性が認められています。

作業環境測定を定められている作業場		測 定		
作業場の種類	関連規則	測定種類	測定回数	記録の保存性
一定量を超えて含有する（重量の1%を越えて含有するもの）製剤を製造し又は取り扱う業務	基発第312号の3の別添1	変異原性物質	規定無し	30

ナノマテリアル

ばく露防止等のための予防的対応として、基安発第0331013号の通達に基づきナノマテリアル等の濃度を把握するよう求められています。ナノマテリアルとは、元素等を原材料として製造された固体状の材料であって、大きさを示す3次元のうち少なくとも一つの次元が100nmよりも小さいナノ粒子及びナノ構造体（内部にナノスケールの構造を持つ物体、ナノ粒子の凝集したものを含む）のことを言います。

作業環境測定

(がん原性物質、変異原性物質、ナノマテリアル等)

対象とする作業は、ナノマテリアル若しくはこれ含有する製剤その他の物（ナノマテリアル等という）を製造し、若しくは取り扱う作業（試験研究のため製造する作業及びナノマテリアル等が使用されている設備、機器等の修理、点検等を含む）又はナノマテリアル等が使用されている製品の廃棄若しくはリサイクル作業としており、日常的に反復・継続して行われることが少ない非定常作業も含まれています。

作業環境測定を定められている作業場		測定		
作業場の種類	関連規則	測定種類	測定回数	記録の保存性
ナノマテリアル等を製造し、若しくは取り扱う作業又はナノマテリアル等が使用されている製品の廃棄若しくはリサイクル作業（非定常作業も含む。）	基安発第0331013号	ナノマテリアル	定期的に	長期保存

屋外作業場

「屋外作業場等における作業環境管理に関するガイドライン」に基づき事業者が講ずべき原則的な措置を示しており、有害な業務を行う屋外作業場等における労働者の健康を保持するために適切な措置を積極的に講ずることが望ましいとされています。

【作業環境測定を行うべき屋外作業場等】

屋外作業場等とは、労働安全衛生法等において作業環境測定の対象となっている屋内作業場等以外の作業場のことであり、具体的には、屋外作業場(建家の側面の半分以上にわたって壁等の遮へい物が設けられておらず、かつ、ガス・粉じん等が内部に滞留するおそれがない作業場を含む)のほか、船舶の内部、車両の内部、タンクの内部、ピットの内部、坑の内部、ずい道の内部、暗きよ又はマンホールの内部等です。

作業環境測定を定められている作業場		測定		
作業場の種類	関連規則	測定種類	測定回数	記録の保存性
屋外作業場(建家の側面の半分以上にわたって壁等の遮へい物が設けられておらず、かつ、ガス・粉じん等が内部に滞留するおそれがない作業場を含む)のほか、船舶の内部、車両の内部、タンクの内部、ピットの内部、坑の内部、ずい道の内部、暗きよ又はマンホールの内部等	基発第0331017号	粉じん則	1年以内ごとに1回	7
		特定化学物質		3
		石綿等		特定のものについては30
		鉛則		40
		有機則		3
		特化則		3
		安衛法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質		30

東レテクノでは、お問い合わせから評価結果に基づく提案まで、豊富な経験を元に総合的にお客様をサポートさせていただきます。